

公布された条例のあらまし

◇奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

国民健康保険法施行令の改正に伴い、同令の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和六年十二月二日から施行することとした。